

令和5年 2月27日

問い合わせ先

道路課 (総務管理G、保全G)

担当者: 森 (内線 4171)、三野 (内線 4181)

## 『道路照明灯電気料金』の支払い状況について

県が管理している道路照明灯電気料金について、廃止や市町への移管に伴う手続き漏れによる過払い等がないか、全 7,298 契約について調査を行ったところ、そのうち194 契約について、次のとおり過払いなど適切でない取扱いがあったことが判明しました。

過払い等金額は、現時点における県試算による金額です。また、債権債務の消滅時効は過誤納の支払日から10年であり、今後、その点も念頭において電力会社や市町と過払額・未払額の返還等について協議を行います。合わせて再発防止の徹底を行います。

## ■調査結果(R5年2月1日時点)の概要

## 1-1. 過払いの可能性があるもの(消滅時効[支払いから10年]を考慮しない場合)

内 容	契約数	金額(R4年3月分基準)
・既に撤去されるなど存在していない道路照明灯の料金を支払っていたもの	25 契約	約 6,739 千円
・県から市町へ移管した道路照明灯の料金を支払っていたもの	48 契約	約 19,785 千円
・省電力照明(LED灯)に変更したにも関わらず、手続きがされておらず、引き続き高い額を支払っていたもの	88 契約	約 4,759 千円
合 計	161 契約	約 31,283 千円

## 1-2. 過払いの可能性があるもの(消滅時効[支払いから10年]を考慮した場合)

内 容	契約数	金額(R4年3月分基準)
・既に撤去されるなど存在していない道路照明灯の料金を支払っていたもの	25 契約	約 6,549 千円
・県から市町へ移管した道路照明灯の料金を支払っていたもの	48 契約	約 10,229 千円
・省電力照明(LED灯)に変更したにも関わらず、手続きがされておらず、引き続き高い額を支払っていたもの	88 契約	約 4,694 千円
合 計 (消滅時効を考慮しない場合との差額)	161 契約	約 21,472 千円 ----- (約 9,811 千円)

(次ページへ続く)

## 2-1. 未払いの可能性のあるもの（消滅時効[支払いから10年]を考慮しない場合）

内 容	契約数	金額(R4年3月分基準)
・ 県が支払うべき新設等した道路照明灯の料金を支払っていなかったもの	16 契約	約 6,487 千円
・ 市町から県へ移管された道路照明灯の料金を支払っていなかったもの	17 契約	約 21,059 千円
合 計	33 契約	約 27,546 千円

## 2-2. 未払いの可能性のあるもの（消滅時効[支払いから10年]を考慮した場合）

内 容	契約数	金額(R4年3月分基準)
・ 県が支払うべき新設等した道路照明灯の料金を支払っていなかったもの	16 契約	約 3,494 千円
・ 市町から県へ移管された道路照明灯の料金を支払っていなかったもの	17 契約	約 10,003 千円
合 計 (消滅時効を考慮しない場合との差額)	33 契約	約 13,497 千円 ----- (約 14,049 千円)

- ▶金額は、現時点の概算累計額（県試算[R4年3月分料金をベース]による）
- ▶適切でないことが判明した契約は、これまでにその都度、契約の変更・解除を実施しています。

### （1）原因

- ①契約の変更・解除等における手続きの一部を口頭で行っていたことなどにより、手続き漏れの確認が出来ていなかったこと
- ②道路照明灯の電気料金が他と異なり、メーター等でなく定額制であること
- ③県における電気料金支払い時の請求書と台帳等とのチェック不足 等

### （2）今後の対応方針

- ①全ての過払等事案について原因究明と過払額等の確定、再発防止の徹底を行います。
- ②各電力会社や市町と協議を行い、過払・未払額の返還求償等手続きを進めます。

### （3）再発防止策

- ・ 照明灯の新設、移設、撤去又は移管を行う際の事務手続や電気料金支払い時の確認業務などを見直すなど、より一層効果的なチェック体制を構築するとともに、マニュアルを整備し、来年度からそれに沿って業務を行っていきます。
- ・ 県内部のみならず、電力会社や市町に対しても、口頭で行っていた廃止手続きを、電子メールで行い、必ず返信を行うことで、手続履歴を残すなどの改善協力を求めています。